

# 注意・嚴重注意および処分申請等に関する規則

(日本高等学校野球連盟)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)第7章に基づき日本高等学校野球連盟が行う注意・嚴重注意、処分申請および処分の解除・変更申請(以下「注意・処分などの手続」という。)に関する手続を定める。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めにしたがい書面の提出を必要とする場合には、書面に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、日本高等学校野球連盟事務局は、当該当事者に対して、必要に応じて同一内容の書面の提出を求めることができる。

(免責)

第3条 日本高等学校野球連盟、都道府県高等学校野球連盟、これらの連盟の役員および事務局員は、故意または重過失による場合を除き、注意・処分などの手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(注意・処分などの手続における野球部の代表者)

第4条 野球部に対する注意・処分などの手続においては、校長が加盟校の野球部を代表する。

(注意・処分などの手続における住所地)

第5条 部員、選手または指導者に対する注意・処分などの手続においては、部員、選手または指導者の住所は所属する加盟校の住所地とする。

2 審判員または都道府県高等学校野球連盟の役員に対する注意・処分などの手続においては、審判員または学生野球団体役員の場合は所属する学生野球団体の住所地とする。

## 第2章 事案の調査および審議

(加盟校の事案の調査と報告)

第6条 加盟校の校長は、当該校の関係者について、本憲章に違反する事実を知り、または本

憲章の理念を実現するために注意・厳重注意または処分が必要であることを知ったときは、直ちに、事実関係を調査し、各都道府県高等学校野球連盟に次の事項を報告する。

- ① 校長が認定した事実
- ② 関係者の弁明の内容
- ③ 校長がとった措置
- ④ 校長の所見およびその他審議に関する必要な事項
- ⑤ 当該事案に関する新聞報道記事の写しなど関連資料

2 加盟校の校長は、関係者が自ら弁明書の提出を求める場合には、前項の報告書に関係者の弁明書を添付しなければならない。

3 都道府県高等学校野球連盟は、第 1 項の報告を受けたときは、すみやかに日本高等学校野球連盟に加盟校の報告内容を通知する。

4 都道府県高等学校野球連盟の所見およびその他審議に関する必要な事項

5 都道府県高等学校野球連盟は、加盟校の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるときは、加盟校の校長に第 1 項の報告を求めることができる。

第 6 条の 2 加盟校の指導者は、本憲章に違反する事実を知り、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意または処分が必要であることを知ったときは、直ちに、当該校の校長に対して、指導者が把握した事実を報告する。

(都道府県高等学校野球連盟の事案の調査と報告)

第 7 条 都道府県高等学校野球連盟は、当該連盟の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるときは、直ちに、事実関係を調査し、日本高等学校野球連盟に次の事項を報告する。

- ① 都道府県高等学校野球連盟が認定した事実
- ② 関係者の弁明の内容
- ③ 都道府県高等学校野球連盟がとった措置
- ④ 都道府県高等学校野球連盟の所見およびその他審議に関する必要な事項
- ⑤ 当該事案に関する新聞報道記事の写しなど関連資料

2 都道府県高等学校野球連盟は、関係者が自ら弁明書の提出を求める場合には、前項の報告書に関係者の弁明書を添付しなければならない。

- 3 日本高等学校野球連盟は、都道府県高等学校野球連盟の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・嚴重注意が必要と考えられるときは、都道府県高等学校野球連盟に前項の報告を求めることができる。

(審議委員会による審議)

第8条 日本高等学校野球連盟は、審議委員会をもって次の事案について審議する。

- ① 第6条に基づき加盟校から報告があった事案
  - ② 前条に基づき都道府県高等学校野球連盟から報告があった事案
  - ③ 都道府県高等学校野球連盟について、本憲章に違反する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・嚴重注意または処分申請が必要と考えられる事案
  - ④ 日本高等学校野球連盟の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、または本憲章の理念を実現するために注意・嚴重注意または処分申請が必要と考えられる事案
- 2 審議委員会の設置・運営は、日本高等学校野球連盟審議委員会規定に定めるところによる。
  - 3 審議委員会における審議およびその記録は非公開とする。

(事案の解明のための措置)

第9条 審議委員会は、審議対象者または関係者に対して、事案の解明のために、事実関係についての説明および証拠資料の提出を求め、現地に臨んで検査または調査をすることができる。

- 2 審議委員会は、必要があると認めるときは、1人または数人の審議委員をして前項の措置を行うことができる。
- 3 審議委員会は、審議期日において、審議対象者または関係者から事実関係を聴取することができる。

(審議記録)

第10条 審議委員会は、審議を録音・録画することができる。

- 2 審議委員会は、審議委員会の議事録を作成し、審議の日時、場所、出席者の氏名および審議事項の概要を記載する。
- 3 審議に関するすべての記録その他の情報は、日本高等学校野球連盟が所持し保管する。

### 第3章 注意・嚴重注意決定

(注意・嚴重注意決定)

第 11 条 審議委員会は、注意・厳重注意を相当とするときは、書面をもって注意・厳重注意決定を会長に通知する。

2 前項の注意・厳重注意決定通知には次の事項を含む。

① 注意・厳重注意対象者の表示

ア 対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名

イ 対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名

ウ 対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部における役職

エ 対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体および役職

オ 対象者が都道府県高等学校野球連盟の場合は、都道府県高等学校野球連盟名

② 注意・厳重注意の対象となった事実

③ 注意・厳重注意の内容(改善計画書を求める場合にはその提出期限を含む)

④ 注意・厳重注意をする理由

3 注意・厳重注意は、日本高等学校野球連盟が処分の対象となる事実を知った日から 3 か月以内に行わなければならない。但し、処分対象たる事実について 3 か月以内に調査を完了することが困難な場合は、審議を延長することができる。

4 注意・厳重注意は、処分の対象となる事実があつてから 3 年を経過した場合には行うことはできない。

(注意・厳重注意の通告)

第 12 条 会長は、審議委員会から注意・厳重注意決定の通知を受けたときは、直ちに、注意・厳重注意対象者に対して、口頭で注意・厳重注意を通告する旨審議委員に指示し、その後すみやかに注意・厳重注意書を送付する。

2 前項の注意・厳重注意の通告および注意・厳重注意書には、前条第 2 項の事項を含むものとする。

3 第 1 項の注意・厳重注意の対象者への通告および送付は次の方法による。

① 野球部に対する注意・厳重注意においては、所属する都道府県高等学校野球連盟を通じて、当該加盟校の学校長に通告・送付する。

② 部員、選手または指導者に対する注意・厳重注意においては、所属する都道府県高等学

校野球連盟および加盟校の学校長を通じて、対象者に通告・送付する。

③ 審判員または学生野球団体の役員に対する注意・厳重注意においては、所属する学生野球団体を通じて、対象者に通告・送付する。

④ 都道府県高等学校野球連盟に対する処分手続においては、当該都道府県高等学校野球連盟の代表者に通告する。

4 日本高等学校野球連盟は、前項第 1 号から第 3 号の場合には、注意・厳重注意対象者に関係する都道府県高等学校野球連盟に対して、注意・厳重注意書の謄本を送付する。

5 日本高等学校野球連盟は、注意・厳重注意書謄本を決定日から 5 年を経過する日まで保管するものとする。

(注意・厳重注意の効力)

第 13 条 注意・厳重注意は、注意・厳重注意が対象者に告知された時、効力を生じる。

2 注意・厳重注意対象者は、憲章第 30 条第 1 項に基づき不服申立ができる。

3 前項の申立てがあった場合でも、日本高等学校野球連盟または日本スポーツ仲裁機構により、注意・厳重注意が取り消され、または注意・厳重注意の効力が停止されるまでの間、注意・厳重注意は効力を失わない。

(手続などの非公開など)

第 14 条 注意・厳重注意は原則として公表しない。ただし、審議委員会が特段の事情を認めた場合は注意・厳重注意を公表することができる。

2 注意・厳重注意に関する審議およびその記録は、非公開とする。

3 審議委員および日本高等学校野球連盟の関係者は、審議手続を通じて入手した事実を他に漏らしてはならない。但し、第 1 項に基づき公表された事実はこの限りでない。

(日本学生野球協会などへの報告)

第 15 条 会長は、注意・厳重注意を行った後、すみやかに日本学生野球協会および理事会に対してその旨を報告をする。

## 第 4 章 処分申請

(処分申請)

第 16 条 審議委員会は、処分申請を相当とするときは、書面をもって処分申請決定を会長に通

知する。

2 前項の処分申請決定通知には次の事項を含む。

① 処分申請対象者の表示

ア 対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名

イ 対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名

ウ 対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部における役職

エ 対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体および役職

オ 対象者が都道府県高等学校野球連盟の場合は、都道府県高等学校野球連盟名

② 処分申請の対象となった事実

③ 処分の種類と内容を決めるに考慮すべき事実

④ 処分の内容(有期の処分の場合にはその始期と終期)についての意見

⑤ 処分に付随して行うべき指導についての意見

⑥ 関係者の弁明の内容および関係者が自ら提出した弁明書

⑦ 処分申請決定を行った日

3 会長は、審議委員会の処分申請決定の通知を受けたときは、直ちに、日本学生野球協会に対して処分申請を行う。

4 前項の処分申請は、日本学生野球協会が定める期間内に行わなければならない。

(処分対象者への通知)

第 17 条 会長は、処分申請を行った場合は、その旨を処分対象者に通知する。

2 前項の通知方法については、第 12 条を準用する。

## 第 5 章 不措置決定

(不措置決定)

第 18 条 審議委員会は、注意・嚴重注意をすることを相当とせず、かつ、処分を相当としない場合は、措置をしない決定(以下「不措置決定」という)を会長に通知する。

2 前項の不措置決定通知には次の事項を含む。

① 不措置決定対象者の表示

- ア 対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名
- イ 対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名
- ウ 対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部における役職
- エ 対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体および役職
- オ 対象者が都道府県高等学校野球連盟の場合は、都道府県高等学校野球連盟名

- ② 不措置決定の対象となった事実
- ③ 不措置決定とした理由

(不措置決定対象者への通知)

第 19 条 会長は、不措置決定を処分対象者に通知する。

2 前項の通知方法については、第 12 条第 1 項ないし第 4 項を準用する。

(理事会への報告)

第 20 条 会長は、不措置決定を通知した後、すみやかに理事会に対してその旨を報告をする。

## 第 6 章 処分の内容の解除・変更申請

(処分の内容の解除・変更申請)

第 21 条 本規則第 2 章および第 4 章の規定は、日本学生野球憲章第 27 条第 5 項に基づく処分内容の解除変更申請について準用する。

## 附則

(本規則の改正手続)

第 22 条 理事会が本規則の改正をするには、あらかじめ、審議委員会の意見を求めなければならない。

(施行日)

第 23 条 本規則は平成 22(2010)年 4 月 1 日から施行する。

平成 23(2011)年 4 月 1 日改正 施行

平成 29(2017)年 2 月 27 日改正 施行

令和 7(2025)年 2 月 6 日改正 施行

以上